

様式 2 不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		身体障害者手帳の返還
根拠条例・規則名		身体障害者福祉法
条 項		第 1 6 条 第 2 項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話 : 048-829-1305)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	さいたま市身体障害者程度認定基準
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		